報道資料

八代市
YATSUSHIRO

令和5年10月24日
環境課

令和5年度「九州新幹線鉄道騒音・振動調査」結果の公表

本市では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準等の達成状況について把握するため、令和5年度に九州新幹線の騒音・振動調査を行いましたので、その結果について、以下のとおり公表します。

1. 背景・目的

九州新幹線の平成16年3月の部分開業及び平成23年3月の全線開業後、特に平成24年3月のダイヤ改正以降、新幹線騒音・振動に関する市民からの苦情等が多く寄せられるようになりました。

そのため、平成25年度から、八代市独自で本市沿線地域の新幹線鉄道騒音・振動について、環境基準及び指針値(※1、2)の達成状況等を把握するため本調査を実施しているものです。

※1 環境基準:新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50.7.29 環境庁告示第 46 号)に定める基準のこと。
※2 指針値:環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(昭和 51.3.12 環大特 32 号)に定める新幹線鉄道振動の補正加速度レベルのこと。

2. 調査箇所数

令和5年5月10日から6月16日までの期間、市内10箇所(上り側10地点、下り側9地点、計19地点)において調査を実施。

3. 調査結果

【騒音】 調査を行った10箇所19地点のうち、鏡町宝出(上り側・下り側)、鏡町両出(上り側・下り側)、島田町(上り側・下り側)、古麓町(上り側)及び坂本町鶴喰(上り側・下り側)5箇所9地点において、環境基準(70デシベル)を超過していました。

【振動】 指針値(70デシベル)を超過している地点はありませんでした。

※各地点の調査結果は別紙のとおり

4. 市の対応

令和5年度の調査において、環境基準について超過が確認されたことから、今後、九州旅客鉄道株式会社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局に対して、環境基準の達成等について要望を行う予定としております。

問合せ 市民環境部 環境課 環境保全係 担当:上村・中川
TEL 0965－33－4114

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

（別紙）

令和５年度九州新幹線鉄道騒音・振動調査結果

［単位：デシベル］

No	調査箇所	管理キロ程	騒音（25m）		振動（12.5m）		測定日
			上り	下り	上り	下り	
1	鏡町宝出	1192km171m	72	74	61	64	5月22日
2	鏡町両出	上:1194km875m 下:1194km822m	71	72	59	57	5月10日
3	千丁町古閑出	1196km686m	69	70	59	62	5月12日
4	島田町	1198km769m	77	77	58	55	6月16日
5	中片町	1200km120m	66	66	57	57	5月26日
6	宮地町①	1200km529m	70	68	55	55	5月25日
7	宮地町②	1200km994m	69	69	55	57	5月29日
8	宮地町③	上:1201km389m 下:1201km358m	69	69	52	53	6月7日
9	古麓町	1201km652m	73		46		6月16日
10	坂本町鶴喰	1210km862m	73	73	45	41	6月14日

※鏡町宝出（上り側・下り側）、鏡町両出（上り側・下り側）、島田町（上り側・下り側）、古麓町（上り側）及び坂本町鶴喰（上り側・下り側）５箇所９地点において、騒音が環境基準（70dB）を超過した。振動については、すべての地点で指針値（70dB）以下であった。

（参考）

■新幹線鉄道騒音に係る環境基準について〔抜粋〕

（昭和 50.7.29 環境庁告示第 46 号）
改正　平5環告 91
改正　平 12 環告 78

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1　環境基準

1　環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（注）I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2　（略）

3　（略）

（「第2　達成目標期間」以下省略）

※新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに基準値が定められており、本市沿線地域は熊本県知事が地域の類型をⅠまたはⅡに指定。本年度、八代市が調査を実施した地点は全て地域の類型はⅠ（環境基準値:70 デシベル）である。

■環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）〔抜粋〕

（昭和 51.3.12 環大特 32 号）

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じている。このような現状に対処するため、新幹線鉄道振動対策に係る下記の当面の指針等を達成する必要があるので、所要の措置を講ずるよう勧告する。

おつて、本指針等を達成するために講じた措置については、その都度報告するようお願いする。

記

1　指針

(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。

(2) (略)

（「2　測定方法等」以下省略）

※新幹線鉄道振動対策に係る指針値:1(1)で示された70デシベル。